

鴨川

暑中お見舞
申し上げます



調停の進め方への疑問

坂元和夫

はじめに

最近、民事調停や家事調停の代理人として出席する度に、調停の進め方に疑問が募ってきます。当事者がお互いに相手の言い分を十分に知ることができない仕組みのもとに調停が進められるからです。

提出書類の不交付

民事調停の場合、呼出状とともに申立書副本が相手方に送られますが、家事調停の場合は副本が提出されていても送らない扱いです。答弁書やその後に出される主張書面、証拠書類については、民事調停の場

合は、書類の提出者が希望すれば他方当事者に交付さ

れますが、そうでなければ交付されません。一方、家事調停の場合は、調停申立書だけでなく、全ての書類について、提出者の希望の有無に関わらず他方当事者に交付しないのを原則とし、調停委員会が特に差し支えないと認めた場合だけ例外的に交付する運用になっています。以上は、京都簡裁と京都家裁の扱いですが、全国の他の裁判所でも同じだと思います。

交互の事情聴取

調停期日が開かれると、調停委員は、当事者から

の事情聴取を当然のように別々に行ないます。他方

当事者は、待合室で長いときは三、四〇分も待たされますが、本人の不安と苛立ちは大変なものです。先方は、きっと勝手なことや嘘やこっちの悪口を並べ立てているに違いない、こんなに長時間聴いていると調停委員は先方の言い分を本当だと信じてしまうのではな

いか等と疑心暗鬼になるのです。待ちに待って呼ばれて調停室に入り、「先方はどう言っているのですか」と質問をしても、調停委員は一言か二言しか説明をしなくてもよいこと、言ってはなら

ないことを仕方なしに最小

限伝えるというような態度です。本人は、不満げですが、自分も言いたいことが山ほどあるのでそれを言い出します。それを聴きながら、調停委員が相手の言い分を念頭に置いて口を挟むと、調停委員が他方当事者の代弁をしているような形になりがちなので、当事者の信頼感を損ないます。そうかといって、口を挟まなければ、先方の言っていることと違う方向に話がどんどん発展してしまうことになりかねません。

当事者の不満

アンケート調査（調停委員の研修会資料）によると、当事者の調停の進め方に対する不満の中に次のようなものが見られます。

・自分が話した内容が相手に正確に伝わっていないことがあり、また、相手に伝わっているかどうか

かも分らない。

・調停委員を通じて聞いた相手の話と、相手自身から聞いた話とでは内容が食い違っていた。

・自分が相手に訊いてほしいことについて、調停委員から何の回答もない。

・調停の合意に至る過程が納得できない。

このような不満は、私が経験した多くの調停事件における本人の不満と一致します。

言いが伝わらないのはなぜか

このような当事者の不満は、双方の提出書類を相手に渡し、当事者の言い分を他方当事者に十分に伝わるようにすれば、簡単に解決することです。では、何故この分かったことが実際に伝われないのでしょうか。

その理由は、「当事者の言い分をそのまま他方当事

者に伝えると、当事者間の感情的対立を激化させ、調停が成立しにくくなるからだ」というのが裁判所の公式見解だろうと思います。確かに、離婚などでは、夫と妻を対席させることが混乱を招くだけでなく、言いたいことも言えず、当事者が調停を嫌忌することにかなりかねない事例がないわけではありません。しかし、私が経験したいくつかの対席調停では、案外、当事者は冷静で心配されるようなことは起りませんでした。調停の不穏な進行や感情的発言は、調停の進め方を工夫することによって防止することが十分に可能です。

感情的対立のそれ程激しくない民事調停でも、対席調停がほとんど行なわれていないことからすれば、当事者の言い分を他方当事者に十分に伝えない真の理由とは別なところにあると思われまます。「調停事件は調停委員が解決するのだ」というパターンナリスティックな考え方というか意識下の意識です（本当は当事者が主役の筈）。調停委員が使命感に燃え熱心に調停に取り組めば取り組む程、そのような意識にとらわれてしまうような気がします。その結果、当事者の言い分やその裏づけに関する情報は、これを調停委員が知ることこそ重要なのであって、それを他方当事者に知らせることは二の次だということになります。二の次どころか、他方当事者が知ることが合意調達の支障となることが多いから知らせるべきではないということに容易に繋がります。日本調停協会連合会が出している「調停委員必携」においても、調停期日には、「十分な聴取、事件の実情の把握、調停委員会としての判断と説得、十分な評議」が大切だとされ、調停委員主役意識が濃厚です。

真の納得に基づくのが理想ですし、真の納得のためには、当事者が相手の言い分を十分に知り、そのうえで、自分の主張の当否や主張を通そうとすることの利害得失を考えさせることが不可欠です。しかし、より容易に合意を調達するには、当否は別として、当事者を心理的に調停委員に依存させる状況を作り出すことが有効です。当事者を隔離し、相互に情報が伝わらない状況を作り出し、相手の情報は調停委員を介してのみ伝わるようにし、伝える情報ができるだけ少なくしておけば、当事者は、必ず心理的に調停委員に依存するようになりまます。つまり、両当事者をして調停委員に必死で自分の言い分を訴えるほかないような心理状態にし、さらに、調停委員が自分の言い分を理解してくれて自分の味方になってくれると思わせることができれば最高です。こうした

やり方によって、調停成立の可能性は飛躍的に高くなり、調停が成立したとき、調停委員は自らの努力と手腕で調停を成立させたという大きな達成感・満足感に浸ることができません。但し、調停委員には、情報操作を行なっているという意識がほとんどなく、逆に、当事者の言い分を十分に相手に伝えないことが当事者の感情的対立を避けるために必要なのだと考え、少々術策を弄しても、それは調停を成立させるための技法として許され、とにかく調停を成立させることが当事者のためによいのだと信じているようです。

これでよいのか
だが、意図すると否とにかかわらず、客観的に見れば情報操作をしているとしか言いようがない方法による調停成立に一体どれだけの意味があるのでしょうか。それで、紛争の真の解決が図られるのでしょうか。当事者は、成立した調停に本当に納得しているのでしょうか。そもそも、このような不正な運用を公的紛争解決機関である裁判所が許してよいのでしょうか。
調停委員の抜本的な意識改革が必要ですが、それには、裁判所が調停において当事者から提出された書類をすべてこれを他方当事者に交付する運用に改めるのが先ずもって行うべき改革の第一歩だと思います。そのうえで、期日における調停の進め方を対席調停を原則とする運用に切り替えて行くべきでしょう。最近、私は、弁護士会の仲裁センターで交通事故の斡旋を担当しましたが、対席方式でスムーズに行うことができ初回期日に示談が成立しました（保険会社の担当者は、対席方式は初めてだと目を丸くしていました）。



窓口規制への取り組み再び

尾 藤 廣 喜

区役所の「窓口」で

六月三〇日、大阪高等裁判所で、児童扶養手当をめぐる一つの判決がありました。

この事件は、児童扶養手当の受給を求めて、未成年のAさんを養育していた義理の叔父Bさんと伯父のCさんが再三神戸市のD区役所の窓口を訪れたにもかかわらず、「児童扶養手当は、母子家庭のためのもので、BさんやCさんのように父方の親戚が養育している場合には、手当は出ない」という誤った対応によって、手当の申請自体が窓口で受付けてもらえなかったのです。そして、そのため、手当受給の機会を失ったこと

による手当相当額の損害賠償を求めて神戸地裁にBさんとCさんが、神戸市と兵庫県を相手に、本人訴訟として提訴した事件です。

一審では、BさんとCさんが敗訴しましたが、控訴審からは、事件の重要性から、私と大阪、滋賀の合計六人の弁護士が代理人となり事件を担当しました。

二審判決は、残念ながら、控訴棄却となりましたが、判決の理由中で、神戸市の職員の対応を二重に違法とした点が、裁判の大きな成果でした。

つまり、裁判所が、D区役所の職員が申請を拒否しことが違法であること、さらに、社会保障給付が受け

られるかどうかの要件は複雑であるところから、その要件について教示すべき職務上の義務に違反していることを違法であると認めた二つの点が画期的です。

もっとも、この判決は、仮に申請を受付けていても神戸市長から児童扶養手当の受給要件に該当しないとして申請が認められなかった可能性が高いと判断して損害発生との因果関係が認められないとし、併せて、そうすると、職員には故意過失が認められないとして、最終的には、控訴を棄却しています。しかし、最終的にBさんに受給資格がある以上、勝手に、神戸市長が受給要件に該当しないと判

断してもそのような判断は誤っているので、受付け拒否や教示義務違反によって損害発生したことは明らかですから、この判断の誤りは明白で、最高裁で逆転することは可能であると思います。

いずれにしても、高等裁判所レベルで福祉の窓口職員に社会保障給付に関する教示を行う職務上の義務があることを認めた判例は初めてで、その点大きな意義を持つ判決です。

京都府の「窓口」で

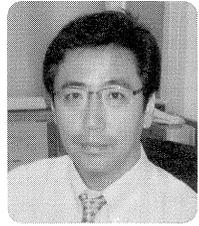
また、京都市の西京区に住む八二歳の被爆者Eさんが京都府に被爆者手帳の交付申請をしたところ、被爆したことを証明する証人や罹災証明がないことを理由に申請書を受け取らないという事態が発生しました。

もともと、被爆者手帳の発行については、被爆した事実が何らかの証拠で証明できればよいので、証人

がどうしても必要なものはありません。まして、窓口担当部局としては、被爆者が手帳の交付申請をしたと申し出ているのですから、とにかく申請を受け付けてうえで、その後、被爆した事実があるかどうかは、判断権限を持つ京都府知事が判断すべきことなのです。

「窓口規制」の根絶を

かつて、かもがわの第三二号で、私は、この「窓口規制」の問題点について触れましたが、その後も行政の「窓口規制」は続いています。市民が制度を十分知らないこと、行政の「窓口」担当者が市民に比べて圧倒的に強い立場にあることなどから、市民の正当な権利が行使できないまま、つぶされるようなことがあってはなりません。



山本周五郎ワールド

山崎浩一

藤沢から山本へ

夏の日の夕方、木陰で傍らにきりりと冷えた日本酒を置いて、あるいは、寒い冬の夜、熱燗をちびちびやりながら、好きな本の世界に浸るといのは、最高に贅沢な時間です。あるいは丹後地方に向かう特急列車に緩やかに揺られ、車窓を流れる田園風景を横目に、車内販売のコーヒーの香りを味わいながら、文庫本を開くというのもいいですね。

僕は最近、山本周五郎がとても好きになり、読み耽っています。佐高信氏が司馬遼太郎との対比で藤沢周平を絶賛していたのに興味を持ち、まず藤沢周平を読

みました。すると、時代小説なのに、登場人物、特に女性が、まるで肌のぬくもりや息づかいを感じる程に生き生きと描かれているのです。そして、当然のように藤沢周平の母体ともいべき山本周五郎に読み進んだのです。

山本周五郎といえば、「権の木は残った」「青べか物語」「五瓣の椿」「赤ひげ診療譚」等が代表作ですが、ここでは良質の小品をいくつか紹介しましょう。

暗がりの乙松

僕が最初に読んだ山本周五郎でした。豪胆な商人が、江戸時代に名を馳せた悪党の親分になりすまし、かけ

だしの盗人を改悔させるといふ物語です。この「悪党」

は、貧農の家族が娘に身売りをさせて得た大切な金を盗み出し、その後の家族の嘆き悲しむ様を新米盗人にたっぷり見せます。盗んだ金がどれほど農家にとってかけがいのないものであったかを知った新米盗人は、金を「悪党」から奪い返し、農家に返した後で、自首するといひだしました。本当の改悔の心を見いだした「悪党」は自分の正体をあかし、生活をやり直す資金を援助することを約束するので。短い文章の中に、世の中の本当の悪は何か、人間を動かすものは何かを見事に描いていて、たちまち虜になりました。

四日のあやめ

武家の法度である喧嘩の助太刀のたのみを、夫に取りつがなかった妻。後にそれを知った夫は武士としての体面を失ったことに怒

り、妻を冷やかに非難しま

す。夫への周囲の嘲りは日増しに強まります。しかし、周囲から疎んじられた夫は人と自己を冷静に見ることができるようになり、夫に変化がおとずれます。ある日、妻の兄が妹を実家に引き取りに来ます。腰抜けの夫の家には妹をおいておけないといふのです。これに対し、妻は自分が夫にとりつがなかったからであると説明し、そうしたのは武家の法度を守りたかったからではなく、夫を死なせたくないという未練な気持ちからであると告白します。その告白を聞いて夫はいいまゝです。自分は人に悪口を言われて、それまで「いいいつもり」でいた自分に気づいた。これからも、悪評の続く限り人間として成長してみせると言い切り、妻の手を強く握るのです。夫婦の愛情、人の価値とは何か、様々な感慨がしみじみ心にしみ入ります。

風鈴

三人姉妹の父が死んだとき、一五歳の長女は妹二人を育てることを自分の使命と決め、必死に働き、二人を恵まれた家へ嫁がせることができました。密かに長女は、これで自分の苦労が報われたと満足し、妹も自分の苦勞に感謝してくるだろうと思っただけですが、年月が経るにつれ、二人の妹は貧しい姉夫婦の家を見下す様な態度をとります。人生は楽しまなければ駄目だといひ、しり込みする姉に向かい「そうしてお姉様は年をとって、やがて小さなおばあさまになつてしまふのね」と言います。この言葉に姉は傷つくとともに、人間の生き甲斐とは何かを悩むようになります。毎日、着物を縫い、ものみ遊山に行くこともなく、ひたすら夫に任せ、乏しい家計のきりまわしに心を疲れさせ、やがて虚しく老い萎んでしまふ。そんな

疑問をぞっとする思いで、
く毎日が続きます。ある日、
夫に出世の口が舞い込みま
す。しかし、夫は「人間と

生れてきて、生きたことが
自分にとってむだでなかっ
た、世の中のためにも少し
は役だち、意義があった、
そう自覚して死ぬことがで
きるかどうかだ。」と言い、
今の仕事こそが自分にとっ
て意義のある仕事である
と、辞退します。それを
聞いた妻の心の描写が涙を
誘います。

寝ぼけ署長

優れた洞察力と温かい人
間愛で難事件を解決する警
察署長が主人公の探偵小説
です。新興住宅街の裕福な
家が家庭菜園をするので
が、収穫物が盗まれるとい
う事件が発生します。近所
で昔から屠殺解体をしてい
る家族が疑われます。そこ
で、署長の出番です。被害
者と疑われている家族を一
同に集めて、いかに偏見が

人の目を狂わせ、冤罪を生
むのかを見事に解きあか
します。

美しく生きること

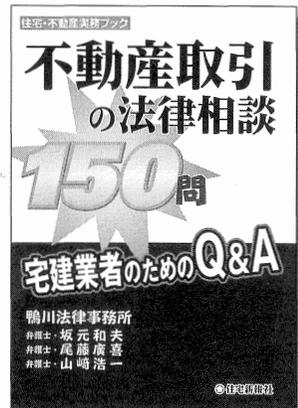
山本周五郎の小説では、
悪人、いくじなしの男、岡
場所に身を落とした女、出
世欲の固まりの役人など
様々な人間が登場します。
その中で、人間が正しいと
思うことに辛抱しながら美
しく生きようとする様が感
動的に描かれています。ま
た、権力を憎み、噂で人を
判断してはいけないという
信念に貫かれています。

山本周五郎の小説は文句
なしに面白いのですが、何
より、毎日の仕事に追われ、
心が疲れ、享楽を求めがち
になるとき、金銭欲、名誉
欲に支配されそうになる
とき等に、人として美しく生
きることを教えてくれる小
説なのです。



出版のお知らせ

今年八月、「不動産取
引の法律相談一五〇問
(宅建業者のためのQ&



A)」を住宅新報社から出
版しました。これは、京都
府宅地建物取引業協会の機
関紙に宅建業者のための法
律相談シリーズを掲載した
ものに加筆修正して本にした

ホームページ開設のお知らせ



ようやく当事務所のホームページを開設しました。
当事務所の新たな発見も有るかも知れません。
一度、是非、アクセスしてみてください。

ホームページアドレスは
<http://www011.upp.so-net.ne.jp/kamogawa-lo/>
です。

ものです。
最近、民法や消費者契
約法など重要な立法がなさ
れ、消費者保護の流れが強
まるなかで、不動産取引を
めぐる紛争は複雑化・多様
化し、判例の進展も目覚し
いものがあります。
本書は、最新の法律制定・
改正を取り込み、かつ最新
の判例の動向も踏まえてお
りますので、仕事柄不動産
取引に関わりのある方はも
ちろん、そうでない方も、
これを手元に置くことによ
って、不動産をめぐる紛争
を未然に防ぎ、不幸にして
紛争に至った場合でもその
解決のヒントを得るなど必
ず皆様のお役に立つものと
考えます。
本書の定価は二、三二〇
円ですが、当事務所の頒布
価格は二、〇〇〇円(送料
二一〇円は別)です。で、
ご希望の方はお申込み下さ
い(なるべくFAXでおね
がいます)。



裁判官の評価

鍛田 則仁

新評価制度発定一年

「裁判官の人事評価に関する規則」が最高裁判所により制定され、昨年四月の施行から一年余り経ちました。裁判官の公正な人事の基礎とし、裁判官の能力の主体的な向上に資するといふのがその目的であり、人事評価の透明性、客観性を確保したものとされています。

しかし、上司が評価するという制度の根幹は変わっておらず、立法・行政・司法の三権のうち、司法のみがその担い手の評価に原則的に国民が関与することができないという点で、どれほど改善がなされたのか根本的な疑問を免れないと

ころであったように思います。現実にも、これにより、

裁判官の人事が変わったとか、裁判官の能力が向上の傾向にあるといった話は寡聞にして聞いたことがありません。

上司による評価は可能か

裁判官の評価項目としては、①事件処理能力、②部等を適切に運営する能力、③裁判官として職務を行う上で必要な一般的資質及び能力の三つがあげられています。一般の公務員や民間企業であれば、上司は部下の仕事ぶり、部下がどのような成果をあげているかすべて把握していますし、お客さんへの対応がまずけ

ればたちまちお客さんから外部評価が舞い込んできて、その評価に適切に対処できなければ、役所や企業は大変なことになります。従って、上司はこの「外部評価」を否が応でも部下の評価に取り入れなければならぬような仕組みになっています。

裁判官の場合の特殊性

ところが、裁判官の場合には、裁判官の独立ということがあり、裁判官は、他の裁判官が現実にとどのような訴訟指揮、あるいは裁判、和解をやっているかについて、陪席裁判官として裁判

長の行っていることを見る以外に直接体験することはまずありません。長官、所長、裁判長といえども、同じであり、上訴等の際の記録点検の時に記録に顕れたことのみを把握できるだけです。最高裁判所は、「評価の項目及び評価の視点」というものを発表しており、たとえば、先ほどの①

については、法的问题についての理解力・分析力・整理力・応用力、証拠を適切に評価する能力、当事者との意思疎通能力などがありますが、これは、その裁判官の担当事件を体験していない上司たる裁判官が評価できるとはとても考えられません。また、③につい

ての識見、人物、性格も、上司たる裁判官では不十分でしょう。裁判官という内輪な世界の中では紳士でも、当事者と対すると突然豹変してその人格を疑われるような方もおられますから。

外部評価充実の必要性

私自身の経験でいえば、裁判官時代には、二〇年間、僅か八人の裁判長についてその主宰する裁判を体験したにすぎませんが、弁護士になるや、僅か一年余りの間に、京都地・家裁管内だけで一四人、他管内で二〇人を超える裁判官と直接、接することとなりました。

た。そして、法壇の下からみると、十人十色の裁判官をあらゆる角度から見ても、比較することができません。

現在の評価制度は、外部評価に対しては極めて冷淡で、裁判所の総務課に顕名の書面を持参する方法で評価権者に情報を提供することのみが許され、かつ、「個々の裁判の結論の当否を問題とするものなど、裁判官の独立への影響が懸念される情報は考慮されない」ということになっています。しかし、裁判官の独立への影響が懸念される情報とは何かが全く不明確であり、殊に、①に関する評価項目などは具体的事件を離れては評価しようがないものでしょう。これでは、ともすれば、独善的、世間知らずなどと往々にして言われる裁判所の体質改善は望めません。裁判所が国民の身近に存在するために、まず外部の声に耳を傾ける制度作りが求められているというべきです。

民法改正と 保証人の責任

民法が改正され、平成一七年四月一日から施行されました。この改正では、条文が口語・平易化された他、保証について重要な改正がなされました。根保証とは、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約をいいます。厳しい経済状況の中で保証人が予想を超える過大な保証責任を追求されるという事例が頻発し、包括根保証に対する規制を講じる必要性が指摘されています。

主たる債務が融資に関する

根保証契約であって、保証人が個人であるもの（貸金等根保証契約）を対象として、極度額の定めのない根保証契約は効力を生じないとされ、元本確定期日を定める場合には、契約締結日から五年以内でなければならぬとされました。もし、この確定期日を定めなかった場合は、契約締結日から三年後の日に確定するとされました。ですから、この確定期日以後に主たる債務者が負う債務については保証責任が生じないこととなります。

従来民法では保証契約には特段の要式は要求されていませんでしたが、保証というものが無償で情義に基づいて行われることが多く、保証人に保証の自覚が欠けている場合が少なくないことから、書面によらなければその効力を生じないと規定されました。これは根保証に限らず、保証全てに関する規定です。